

京都市帰宅困難者観光地対策協議会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第89号

京都市帰宅困難者観光地対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市帰宅困難者観光地対策協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから、市長が指名する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第3条 協議会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、市長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、座長をもって充てる。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、行財政局及び産業観光局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の座長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の座長又はその職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 3 前項の規定は、第4条第1項の規定による部会の構成員の指名、同条第3項の規定による部会長の選任及び同条第5項の規定による部会長の職務を代理する委員の指名について準用する。

(産業観光局観光MICE推進室)